

仕 様 書

件 名：R6久手堅ウラン原線地積測量図等作成業務委託

履行期間：契約締結日の翌日から令和6年9月27日まで

履行場所：南城市知念字久手堅地内

(目的)

第1条 本業務は、久手堅ウラン原線事業における用地を取得するため及び土地収用法第35条調査に係る、当該用地に係る土地について必要な下記の業務を行う。

ア 調査、測量等（申請手続き、書類の作成等含む）

2 本業務の実施にあたっては、この仕様書によるものとする。

(定義)

第2条 本仕様書において、甲とは発注者をいい、乙とは本業務の受注者をいう。

(業務の内容及び依頼)

第3条 業務内容及び業務量は原則として別紙1のとおりとする。

(業務の着手・完了時の提出書類)

第4条 甲から業務の依頼があり、業務に着手する際は、着手届、業務工程表を提出するものとする。また、業務完了後は、業務完了報告書、納品書、引渡書を提出するものとする。

2 乙は、履行期間満了後、甲から依頼のあった業務の一覧を作成し提出するものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、業務の処理に関して知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の取り扱い)

第6条 乙は、業務の処理に関して知りえた個人情報について、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する義務
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供禁止
- (3) 個人情報処理の再委託の禁止または制限
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (5) 個人情報の保護に関する立ち入り検査の受忍義務
- (6) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務
- (7) 個人情報の資料提供の返還義務
- (8) その他市長が必要と認める事項

(成果品)

第7条 業務の成果品は次のとおりとする。

- ア 地積測量図
- イ 測量計算書（必要に応じて）
- ウ 筆界未定調書（必要に応じて）
- エ 点の記
- オ 不動産調査報告書

- カ 立会証明書
 - キ その他（必要に応じて）
- 2 甲は、前項に基づき提出をうけた成果品を検品し、疑義があれば甲乙協議するものとする。

（その他・補足事項）

第8条 下記の事項を遵守すること。

- ア 調査、測量に先立ち、必要な資料の収集を行うこと。
- イ 分筆線には座標を設けること。
- ウ 筆界が確定できない場合は、調査職員と調整後、その理由及び関係地主の主張する筆界線を図示した調書を作成し、提出すること。
- エ 現地における関係者の立会いに際しては、十分に趣旨説明を行い、トラブルを起こさないよう配慮すること。
- オ 本業務に際して疑義が生じた場合は、甲乙双方で協議の上決定すること。